

令和5年度

# 秋田市結婚新生活支援事業補助金

秋田市に住む新婚夫婦を対象に、結婚に伴う住居費用を補助します！



## 申請期間

令和5年7月3日(月)

?

令和6年3月29日(金)

- ・申請が令和6年1月以降となる場合は、**令和5年12月28日(木)まで事前相談**をしてください。  
※特に、婚姻日や費用の支払日が令和6年3月30日(土)、31日(日)となる場合は、事前相談がないと受付できませんのでご注意ください。
- ・予算が上限に達した時点で受付を終了する場合がありますので、お早めに申請してください。



## 補助金額

1世帯あたり

最大**30万円**



さらに!

婚姻日の年齢が  
夫婦ともに29歳以下なら  
最大**60万円**

## 対象世帯(主な要件)



- ・婚姻日が令和5年3月1日～令和6年3月31日
- ・婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下
- ・夫婦の所得を合計した金額が500万円未満

詳しくは裏面のフローチャートでチェック!

## 対象費用

令和5年4月1日～令和6年3月31日に支払った以下の費用が対象です

### 住居の購入費・建築費

- 建物代のみが対象です。
- 土地代は対象外です。
- 婚姻日より前に住居を購入・建築した場合は、婚姻日からさかのぼって1年以内に購入・建築した費用が対象です。



### 住居のリフォーム費

- 既存の住宅の機能の維持又は向上を図るために行うリフォーム工事(修繕、増築、改築、設備更新等)に要した費用が対象です。
- 倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンスおよび植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は対象外です。
- 婚姻日より前にリフォームを実施した場合は、婚姻日からさかのぼって1年以内に実施した費用が対象です。

### 住居の賃借費(賃料・共益費、敷金、礼金、仲介手数料)

- 賃料・共益費については、**3か月分を上限**とします。  
※この3か月は、上記期間内に支払ったものであれば、任意の期間で構いません。  
※日割りで支払った月については、日割りの日数にかかわらず1か月分として計算します。
- 勤務先から住居手当が支給されている場合は、**手当額を差し引いた額が対象**となります。
- 夫婦の一方が住んでいた住居に、婚姻後に他方が入居した場合は、原則、同居開始後に支払った費用のみが対象です。
- 婚姻前から同居していた場合は、原則、婚姻後に支払った費用のみが対象です。  
※同居開始日は住民登録された日で確認します。

### 引越費用

- 引越業者または運送業者へ支払った費用が対象となります。
- 引越業者などに支払った費用のうち、不用品の処分費用など引越しと直接関係のない費用は対象外です。
- レンタカーを借りてご自身で引越しを行った場合の費用は対象外です。

※継続補助制度も実施しています。前年度の補助金の交付決定を受け、交付決定額が補助上限額(令和4年度は30万円)に達しなかった世帯に、その差額を上限として交付する制度です。詳しくはお問合せください。

# 対象世帯フローチャート

START

婚姻日は令和5年3月1日から  
令和6年3月31日までの間ですか。

【婚姻日】 令和\_\_年\_\_月\_\_日

いいえ

はい

婚姻日の年齢は、  
夫婦ともに39歳以下ですか。

【婚姻日の年齢】

夫：\_\_歳、妻：\_\_歳

いいえ

夫婦のうち、令和4年中（R4.1.1  
～R4.12.31）に貸与型奨学金を  
返済したかたはいますか。

【令和4年中の返済額】

夫：\_\_円

妻：\_\_円

いいえ

はい

令和4年中（令和5年度所得証明  
書により確認）の夫婦の所得の  
合計金額は500万円未満ですか。

【令和4年中の所得金額】

夫：\_\_円

+ 妻：\_\_円

= 合計：\_\_円

いいえ

夫婦の所得の合計金額から、令和  
4年中に返済した奨学金の額を  
控除すると、500万円未満ですか。

【再計算額】

所得合計額：\_\_円

- 控除額：\_\_円

= 再計算額：\_\_円

いいえ

はい

以下すべてに該当しますか。

- 夫婦ともに、対象の住居に住民登録をしている  
【住民登録日】 夫：\_\_年\_\_月\_\_日、妻：\_\_年\_\_月\_\_日
- 夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助を受けたことがない
- 補助金の交付を受けた日から2年以上継続して秋田市内に居住する意思がある
- 他の公的制度による補助を受けていない（「あきた安心安全住まい推進事業関係補助金」は除く）
- 暴力団や暴力団員と密接な関係を有する者でない

いいえ

はい

対象となる可能性があります。

申請を希望する場合は、秋田市HP内「申請方法（PDF）」に記載のある  
必要書類をご用意のうえ、窓口または郵送で下記担当へご提出ください。

※申請から交付まで1か月半程度かかりますので、ご了承ください。



◀HPはこちらからどうぞ。  
「よくある質問」ページも  
是非ご覧ください。

対象となりません。

申請・問合せ先 秋田市役所子ども未来部子ども総務課 総務担当

〒010-8560 秋田市山王1丁目1番1号（本庁舎2階） ☎018-888-5687 ✉ro-chbs@city.akita.lg.jp

HP：<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kyosei-kyodo/1025210.html>